

共 同 声 明

**一般用医薬品の販売は対面販売が原則であり、
インターネットによる販売は禁止すべきである。**

一般用医薬品の販売制度を改正する薬事法は、平成 21 年 6 月より施行されることになっており、厚生労働省は政省令改正のためのパブリック・コメントの手続きをとり、既に意見募集を終了しています。

医薬品販売制度の改正に向けての検討は、まず厚生労働省の医薬品販売制度検討部会において、平成 16 年 5 月より平成 17 年 12 月まで 23 回にわたって、すべて公開の場で実施され、平成 18 年には国会での議論を経て薬事法が改正され、その後再び公開の場（医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会）で具体的な取り扱いについて検討されてきました。この間、インターネットによる販売については、今回の薬事法改正の趣旨が「対面販売」を原則とするというものであることから、一部の医薬品に限定するとの理解のもとで一貫して議論が進んできました。

しかしながら、本年 7 月に厚生労働省の「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」が報告書をまとめたあとになって、規制改革会議や一部のインターネット販売業者から、すべての一般用医薬品をインターネットにより販売できるようにとの要求が強く打ち出されています。

医薬品は、安全にかつ適正に使用してもらうためには、対面販売が必須であります。

私ども薬業に関係する団体は、国民の安心と安全を守るため、インターネットによる医薬品の販売を阻止することを明らかにし、ここに声明を発表致します。

平成 20 年 11 月 28 日

日本薬剤師会
全国医薬品小売商業組合連合会
全国配置家庭薬協会
全日本薬種商協会
日本医薬品登録販売者協会
日本置き薬協会
日本チェーンドラッグストア協会
日本薬局協励会
日本薬業研修センター